

※これは被疑者ノート外国語版に対応する日本語文です。（ノートの部分是对訳のため省略）

さま  
様

# ひぎしや 被疑者ノート

## とりしら きろく 取調べの記録

（ 年 月 日から 年 月 日まで ）

年 月 日

べんごし  
弁護士

このノートに、あなたが受けた取調べの様子を記録して、後日、私に返してください。

### 警察・検察の方へ

このノートは、弁護士が、接見の際に見ながら取調べ状況の説明を受けるとともに、後日返却を受け、弁護活動に役立てることを予定して、被疑者に差し入れ、記録を要請するものですので、その記録内容については、憲法に由来する秘密交通権の保障を受けます。

2012年12月版

# ひぎしや 被疑者ノート

## — 目次 —

■ <small>しんたいこうそく</small> 身体拘束と <small>けいじてつづき</small> 刑事手続の <small>なが</small> 流れ	2
■ <small>とりしら</small> 取調べに向けての <small>む</small> 大切な <small>たいせつ</small> アドバイス—— <small>とりしら</small> 取調べの <small>こころ</small> 心がまえ	4
はじめに	4
第1 <small>だい</small> <small>こんご</small> 今後の <small>てつづき</small> 手続について	4
第2 <small>だい</small> <small>べんごにん</small> 弁護人との <small>せつけん</small> 接見の <small>たいせつ</small> 大切さ	5
第3 <small>だい</small> <small>とりしら</small> 取調べを受ける <small>う</small> 心がまえ <small>こころ</small>	7
第4 <small>だい</small> 「 <small>ひぎしや</small> 被疑者ノート」 <small>さくせい</small> 作成のおすすめ	
～「 <small>ひぎしや</small> 被疑者ノート」は、 <small>てだす</small> あなたの <small>てだす</small> 手助けになります	12
第5 <small>だい</small> 「 <small>ひぎしや</small> 被疑者ノート」の <small>か</small> 書き方 <small>かた</small>	13
第6 <small>だい</small> 「 <small>ひぎしや</small> 被疑者ノート」の <small>つか</small> 使い方 <small>かた</small>	14
第7 <small>だい</small> <small>いほう</small> 違法・ <small>ふとう</small> 不当な <small>とりしら</small> 取調べを受けた <small>う</small> とき	14
おわりに—— <small>じしん</small> あなた自身の <small>こころ</small> 心の <small>も</small> 持ち方 <small>かた</small> が <small>じゅうよう</small> 重要 <small>じゅうよう</small> です	16
■ <small>ひぎしや</small> 被疑者ノート（ <small>じっさい</small> 実際に <small>きにゆう</small> 記入してください）	18～64

※言語によって文章の長さが異なるため、目次の頁数は外国語版と必ずしも一致しません。  
※ノートの部分是对訳のため、本資料には添付していません。

# 身体拘束と刑事手続の流れ

あなたが身体の拘束を受けてからの刑事手続の流れを説明しますので、下の説明文を参考にしてください。  
また、下の表に、あなたの接見状況などを書くための空欄がありますので、記入してください。

逮捕されてから、最大72時間、身体を拘束されます。この間に、検察官が、あなたの拘束を続けるよう裁判官に請求(勾留請求)するかどうかを決めます。勾留請求があると、裁判官が、あなたの言い分を聞いたうえで(勾留質問)、引き続き身体を拘束するかどうかを決めます。勾留が認められなければ、釈放されます。

逮捕	1日目	2日目	3日目
	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )
	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )
	: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	
: ~ :	: ~ :	: ~ :	
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	
差入物 ( )	差入物 ( )	差入物 ( )	

**釈放** 勾留は、原則として10日ですが、裁判官がやむを得ない事由があると判断したときには、さらに10日以内の延長(勾留延長)が認められることになっています(最大20日間勾留されることがあります。)

勾留	1日目	2日目	3日目
	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )
	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )
	: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	
: ~ :	: ~ :	: ~ :	
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	
差入物 ( )	差入物 ( )	差入物 ( )	

4日目	5日目	6日目
<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )
差入物 ( )	差入物 ( )	差入物 ( )

7日目	8日目	9日目
<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )	<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )	<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )
差入物 ( )	差入物 ( )	差入物 ( )

勾留  
延長

<b>10日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>1日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>2日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>3日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>4日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>5日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>6日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>7日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>8日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>9日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

<b>10日目</b>	/	( )
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ( )		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ( )		
<input type="checkbox"/> 面接 : ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差出人 ( )		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入物 ( )		

起訴  
裁判  
実刑

釈放 (不起訴・処分保留)  
※余罪がある場合には、再逮捕されるおそれがあります。

検察官は、裁判官が認めた勾留期間が終わるまでに、あなたを裁判にかけるかどうかを決めます。  
不起訴(裁判にはかけない)になると、釈放されます。

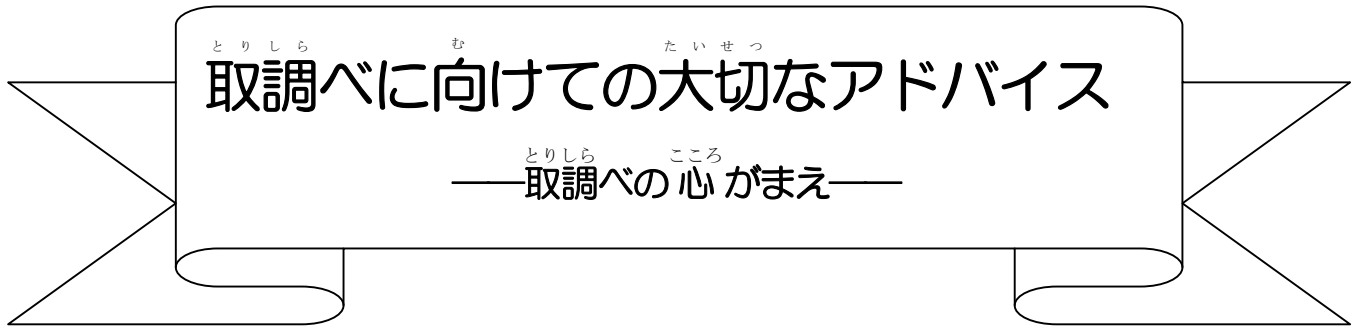
釈放 (略式命令)

犯した罪が比較的軽く、100万円以下の罰金刑が相当であるときは、あなたの同意により書面だけで裁判が行われることがあります(略式命令)。この場合は、略式命令と同時に釈放されます。

保釈

勾留中に起訴されると、裁判の間、仮に釈放される場合があります(保釈)。  
保釈を認めるかどうかは、裁判所(裁判官)が決めることです。いくつかの要件があり、保釈保証金(逃亡したりせず、裁判に出ることを約束して、裁判所に預けておくお金)を預けなくてはなりません。

釈放 (無罪・執行猶予)



# 取調べに向けての大切なアドバイス

—取調べの心がまえ—

## はじめに

あなたは今、逮捕され、取調べを受けているのかもしれませんが。あるいは、逮捕されずに、任意の取調べを受けているのかもしれませんが。逮捕されていても、逮捕されていなくても、厳しい取調べを受けていると、供述調書の内容に納得がいなくても、「今、取調官の言うとおりにサインをしたら楽になるかもしれない」と思うことがあります。しかし、今が楽だからといって、納得のいかないまま供述調書にサインをしてしまうと、後で困ったことになるかもしれません。

後で後悔することのないよう、取調べを受ける前に必ず、この「被疑者ノート」に書かれているアドバイスをよく読んでください。

## 第1 今後の手続について

あなたが逮捕されてから、裁判までの流れは、以下のとおりです（「身体拘束と刑事手続の流れ」（2頁，3頁）も参考にしてください。）。

### 1 逮捕

あなたが警察によって逮捕されると、警察官による取調べがあり、48時間以内に検察庁へ事件が送られます。検察官はそれから24時間以内に簡単な取調べをした上で、さらに身体を拘束する必要があると考えた場合には裁判官に「勾留請求」をします。勾留の必要がないと検察官が判断した場合には、あなたは釈放されることとなります。

### 2 勾留

勾留の請求がなされると、裁判官があなたに対して「勾留質問」をし、勾留するかどう

かを決めます。

勾留こうりゅうが認められた場合、勾留こうりゅう請求せいききゅうされた日から10日間身体おおかんしんたいの自由じゆうを奪うばわれます。その

間あいだに捜査そうさが終わらない場合、勾留こうりゅう期間きかんがさらに最長さいちやう10日間延えん長ちやうされることがあります。

勾留こうりゅう期間きかん中は、警察官けいさつかんや検察官けんさつかんがあなたに対して「取調とりしらべ」を行います。

裁判官さいばんかんが勾留こうりゅうを認めなければ、あなたは釈放しゃくほうされることとなります。

### 3 起訴きそ・不起訴ふきそ

勾留こうりゅう期間きかん内に、あなたの事件じけんの捜査そうさを終おえると、検察官けんさつかんは、あなたの事件じけんを刑事裁判けいじさいばんにする

(起訴きそといます。)か、刑事裁判けいじさいばんにしないことにする(不起訴ふきそといます。)かを決めます。

起訴きそされた場合には、あなたは裁判所さいばんしょで裁判さいばんを受けることとなります。

#### ★保釈ほしやく

起訴きそされた場合、そのまま勾留こうりゅうが続くことが多いのですが、「保釈ほしやく」が認められると、

判決はんけつまでの間あいだは定められた保釈ほしやく条件じょうけんの範囲はんい内で、自由じゆうに行動こうどうすることができます。保釈ほしやく

とは、あなたが逃げたり、証拠しょうこを隠滅いんめつしたりするおそれがないと裁判所さいばんしょ(裁判官さいばんかん)が認め

たときに、保釈保証金ほしやくほしょうきんというお金を預けて社会かに戻かえることが許可きょかされる制度せいどです。

## 第2 弁護人べんごにんとの接見せっけんの大切たいせつさ

### 1 弁護人べんごにんとの接見せっけんは重要じゆうやうです ～困こまったときは弁護人べんごにんを呼よんでください～

取調とりしらべを受けていると、とても不安ふあんな気持ちになり、どうすればいいのかわからなくなることが

あります。また、供述調書きょうじゆつちやうしょの内容ないようがおかしいと思うのに、取調官とりしらべかんから署名しよめい・押印おういんするよ

う迫せまられ、困こまってしまうこともあります。このようなときは、署名しよめい・押印おういんをする前に、弁護人べんごにんと

相談そうだんしてください。違法いほう・不当ふとうな取調とりしらべを受けたときは、取調官とりしらべかんから嫌がらせを受けるのでは

ないかと考かんがえ、弁護人べんごにんに相談そうだんするのをためらうことがあるかもしれません。しかし、このような

ときこそ、まっ先に弁護人に接見に来てもらい、相談してください（取調べを受けるときの注意点は、このあとの第3から第7までにも書いてありますので、よく読んでみてください。よくわからないことがあれば、遠慮なく弁護人に質問してください。）。

弁護人に相談したいと思ったときには、取調べ中でもかまいませんので、「すぐに接見したい」と言って、弁護人に連絡してもらってください。「接見したい」という申出があった場合、直ちに弁護人に連絡するよう通達が出されています。

## 2 秘密交通権 ～弁護人との接見内容を話す必要はありません～

取調べ中によく、取調官から、弁護人と接見した際にどんな話をしたのか、どんなアドバイスを受けたのかと質問されることがあります。しかし、取調官から尋ねられても、あなたは弁護人との接見内容を答える必要は一切ありません。

弁護人とあなたとの接見内容については、秘密交通権として、秘密性が保障されているからです。刑事訴訟法39条1項も秘密交通権を保障しています。

## 3 「被疑者ノート」を見せる必要はありません

この「被疑者ノート」は、弁護人が、接見の際に見ながら、取調べ状況の説明を受けるとともに、後日返却してもらって、弁護活動に役立てることを予定して、あなたに記録をお願いするものであり、あなたと弁護人の両方にとって重要なものです。

「被疑者ノート」の記録の内容を取調官が見たいと言ったとしても、あなたと弁護人には秘密交通権が保障されていますので、見せる必要はまったくありません。むしろ、接見後にその内容を捜査機関に報告させることは、許されません。あなたが断ってもなお取調官が見ようとする場合には、弁護人に相談してください。

## 第3 取調べを受ける心がまえ

### 1 この「心がまえ」をよく読んでください

身体を拘束されたあなたに対しては、「取調べ」がなされます。

「取調べ」でどのように対応するかは、とても重要です。ですから、この「心がまえ」をよく読んでください。

### 2 ずっと黙っていることができます ～黙秘権～

憲法38条1項は、「何人も自己に不利益な供述を強要されない。」と定め、黙秘権を保障しています。また、刑事訴訟法198条2項は、「取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。」と定めています。ですから、あなたは、取調べに対しては、ずっと黙ったままでもできますし、答えたい質問にだけ答えて、答えたくない質問に対しては答えないということもできます。

黙秘権は、権力が、無実の人から無理にウソの自白をさせてきたことの反省から生まれたものです。近代国家である限り、黙秘権が認められることは、当然のことです。

質問に答えなくても、あなたを不利に扱うことはできないことになっていますので、御安心ください。

### 3 どんなやりとりがなされているかきちんと理解してください。

あなたの場合、取調べは、通訳人を介して行われます。通訳人が話していることの意味が分からない場合は、通訳人によく意味を尋ねましょう。何のことが分からないまま、簡単に認めることがないように十分注意してください。また、通訳人があなたの言っていることをよく理解していないと思ったときは、通訳人に分かってもらえるまできちんと説明しましょう。それでも、よく分からない場合や通訳人に理解してもらえていないような場合には、何も言わないようにしましょう。



#### 4 取調官の作文を許さない

あなたが警察官や検察官の前で話したことを「供述」といいます。そして、警察官や検察官は、「供述調書」という文章をまとめます。

しかし、供述調書の内容は、あなたが話した内容をそのまま書いたものではありません。取調官がまとめて文章にしたものです。あなたの話したことと、取調官の考えが混ざってしまい、どこまでが本当にあなたが話したことで、どこからが取調官の作文かは、区別が付きません。日本の取調べには、弁護人の立会いが認められていませんし、すべてが録画・録音されているわけでもありませんので、どれがあなたの言葉なのか、後から調べようがないのです。

「供述調書」は、事件の「証拠」になります。「供述調書」が裁判所で「証拠」として採用された場合、裁判は、「供述調書」で決まると思ってください。裁判で、「実は供述調書に書いてあることは違う」とあなたが言ったとしても、裁判所に信じてもらうことは非常に難しいと思ってください。

取調官によって、供述調書の作成がなされる際には注意してください。

#### 5 署名・押印を求められても、応じる義務はありません ～署名押印拒否権～

供述調書への署名・押印は、あなたの義務ではありません。

刑事訴訟法198条5項は、「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印を求めることができる、但し、これを拒絶した場合はこの限りではない。」と明確に規定しています。あなたには、署名押印拒否権が認められているのです。

供述調書があなたの言い分どおり正しく書かれていたとしても、あなたがこれに署名・押印する義務はありません。まして、もし、あなたが、「自分はそんなこと言っていないのに」と感じたら、そのような供述調書に署名・押印する義務がないのは、なおさら当たり前のことなのです。

あなたが日本語を読めない場合、あなたは、取調官から供述調書を読み聞かされ、これを通訳人が通訳して、供述調書の内容に誤りがないかを尋ねられます。しかし、通訳人が

あやま つうやく つうやくにん はやくち れんじつ ちょうじかん とりしら つか  
誤って通訳してしまったり、通訳人が早口だったり、連日又は長時間の取調べであなたが疲

れていたりすると、勘違いをしまったり、聞き逃してしまったりするおそれがあります。

きょうじゅつちょうしょ ないよう わ つうやく ぎもん ばあい いちどよ  
供述調書の内容がよく分からない、あるいは通訳に疑問がある場合には、「もう一度読んで

ください(通訳してください)」と言って、何度でもいいので、じっくりと供述調書の内容を

聞いてください。それでも、供述調書の内容が良く分からなかったりした場合には、あなた

には供述調書への署名・押印を拒絶する権利があるのですから、供述調書への署名・

おういん きよひ かま  
押印を拒否して構いません。

## 6 供述調書は何度も確認してください

なんど きょうじゅつちょうしょ ないよう かくにん  
～何度でもいいので、じっくりと供述調書の内容を確認してください～

きょうじゅつちょうしょ しよめい おういん きょうじゅつちょうしょ か ないよう  
あなたが供述調書に署名・押印すると、供述調書に書かれている内容をあなたが

しんじつ みと きょうじゅつちょうしょ しよめい おういん  
真実だと認めたことになってしまいます。ですから、供述調書に署名・押印をするときは、

ないよう かくにん ないよう しんじつ しよめい おういん  
きちんと内容を確認しなければなりません。もし内容が真実でないのに署名・押印をしてしま

うと、裁判で「真実と違う」と主張しても、認められなくなってしまうことがありますので十分

ちゆうい ちが さいばん おお ちが  
注意してください。少しだけニュアンスが違うというだけでも、裁判になれば大きな違いとなり  
ます。

きょうじゅつちょうしょ さくせい あと ないよう かくにん ほうほう けいじそしょうほう きてい  
供述調書を作成した後、その内容の確認をしますが、その方法は、刑事訴訟法の規定

とりしらべかん きょうじゅつちょうしょ よ き ほうほう かま  
では、取調官があなたに供述調書を読み聞かせる方法でも構わないことになっています。

とりしらべかん はやくち よ き つか き のが  
しかし、取調官が早口で読み聞かせたり、あなたが疲れていたりすると、うっかり聞き逃した

かんちが きょうじゅつちょうしょ しよめい おういん かんが ばあい  
り、勘違いしたりしてしまうおそれがあります。供述調書への署名・押印を考えている場合

とりしらべかん じしん よ よ い かなら じしん め  
には、取調官に「わたし自身で読みたいので、読ませてください」と言って、必ずあなた自身の目

み きょうじゅつちょうしょ ないよう よ  
で見て、じっくりと供述調書の内容を読むようにしてください。

とりしらべかん おう きょうじゅつちょうしょ しよめいおういんきよひけん  
もし、取調官がこれに応じないのであれば、あなたには供述調書への署名押印拒否権

きょうじゅつちょうしょ しよめい おういん きよひ かま  
があるのですから、供述調書への署名・押印を拒否して構いません。

## 7 まちが 間違っている きょうじゆつちようしよ 供述調書を ていせい 訂正してもらう

### ～ きょうじゆつちようしよ 供述調書の内容は ていせい 訂正してもらえます ( ぞうげんへんこうもうしたてけん 増減変更申立権 ) ～

あなたには、きょうじゆつちようしよ 供述調書の内容を ていせい 訂正することを求める権利があります。

けいじそしょうほう 刑事訴訟法198条4項は、とりしらべかん 取調官が きょうじゆつちようしよ 供述調書を作成した後、「あつ 被疑者に えつらん 閲覧させ、

また よ き あやまり 誤がないかどうかを問ひ、と 被疑者が ぞうげんへんこう 増減変更の申立てをしたときは、その

きょうじゆつ 供述を ちようしよ 調書に記載しなければならない。」と定めています (ぞうげんへんこうもうしたてけん 増減変更申立権)。

もし、あなたが きょうじゆつちようしよ 供述調書を読んでいて、一部だけ間違いがあるので変えてほしい、ほかに不満

てん 点は まった 全くないという場合、ばあい 訂正を求めて、きょうじゆつちようしよ 供述調書の記載を直してもらってください(こ

のように ていせい 訂正をしてもらった場合であっても、しよめい 署名・おういん 押印をする義務はありません。)

もっとも、ていせい 訂正が一部だけだと、ていせい 訂正しなかった部分については、あなたが なつとく 納得したと思われ

ていせい てしまいます。訂正をするときは、よく かんが 考えて、少しでも すこ 疑問があれば、ぎもん 供述調書全部の

しよめい 署名・おういん 押印を拒否して、きよひ 弁護士と べんごにん 相談することをおすすめします。

また、あなたがいくら ていせい 訂正を求めても もと 訂正に ていせい 応じてくれない場合もあるかもしれません。そう

いう場合も、ばあい 遠慮なく えんりよ 署名・しよめい 押印を拒否してください。

## 8 ろくが 録画・ろくおん 録音のときの ちゆういてん 注意点

(1) とりしら 取調べ じょうきよう 状況が ろくが 録画・ろくおん 録音される場合は、ばあい 弁護人に し 知らせてください

あなたの とりしら 取調べが ろくが 録画・ろくおん 録音される可能性があります。

とりしら 取調べ じょうきよう 状況が ろくが 録画・ろくおん 録音された (あるいは、そうさかん 捜査官から ろくが 録画・ろくおん 録音されると告げられた)

ばあい 場合、必ず かなら 弁護人に べんごにん そのことを し 知らせてください。

(2) ろくが 録画・ろくおん 録音への たいおう 対応などについて

ろくが 録画・ろくおん 録音がされる場合も、あなたには ばあい 黙秘権があります。 もくひけん 供述するか、しないかは、あ

じゆう なたの自由です。

もし、きょうじゆつ 供述するのであれば、じぶん 自分の きおく 記憶・にんしき 認識に基づいて もと 事実 (その じじつ 骨格) を こつかく 正確に せいかく 語る

じゆうよう ことが す 重要です。また、既に きよぎ 虚偽の じはく 自白をとられてしまっているようなときには、きよぎ どうして きよぎ 虚偽

じはくちょうしょ さくせい せつめい  
の自白調書が作成されてしまったのかを説明しましょう。

とりしら ろくが ろくおん おう きょうじゅつ もくひけん こうし もくひ  
取調べの録画・録音に応じたとしても、供述をするか黙秘権を行使するか、また、黙秘し

ばあい い べんごにん そうだん  
ない場合でもどのようなことを言うかについては、弁護士とよく相談してください。

## 9 その他Q&A

けんさつかん けいさつかん  
Q1 「検察官」と「警察官」はどう違うの？

けいさつかん じけん た じじょう き しょうこ あつ  
A1 警察官は、事件についてあなたや他の人から事情を聴いたり、証拠を集めてきたりします。

いっぼう けんさつかん きほんてき けいさつかん おな じけん き しょうこ あつ  
一方、検察官は、基本的には警察官と同じように事件のことを聞いたり、証拠を集めた  
りしますが、あなたが 疑いをかけられている事件について、起訴するか、不起訴にするかを決  
める権限を持っています。

けいさつかん きそ しんたいこうそく かいほう けんげん も  
警察官は、あなたを起訴したり、あなたを身体拘束から解放したりする権限を持ってい  
ません。取調べで警察官が「早く出してやるから話せ」と言っても、警察官にはその権限は  
ありませんから、このような話に乗らないように注意してください。また、検察官が「早く  
出してやるから話せ」といったとしても、必ず出してもらえる保障はありませんから、やはり  
このような話に乗らないように注意してください。

とりしら つづ  
Q2 「取調べ」はいつまで続くの？

さいちょう にち  
A2 最長23日となります。

たいほ あと さいばんかん こうりゅう けつてい つうじょう いちにち ふつか  
あなたが逮捕された後、裁判官が勾留の決定をするまで、通常は1日から2日くらい、  
さいちょう みっか  
最長で3日くらいかかります。

さいばんかん とおかかん こうりゅう けつてい ひつよう かんが ばあい  
そして、裁判官は10日間の勾留を決定し、さらに必要があると考えた場合には、  
さいちょう とおかかん こうりゅうきかんえんちようけつてい けいさつかん  
最長10日間の勾留期間延長決定をすることがあります。ですから、あなたが警察官や  
けんさつかん じじょう き きかん さいちょう にちかん  
検察官から事情を聴かれる期間は、最長で23日間となります。

じけん おぼ  
Q3 事件のことをよく覚えていないときはどうしたらいいの？

おぼ おぼ い ばあい  
A3 覚えていないことは、はっきりと「覚えていない」と言いましょう。はっきりしない場合、

けいさつかん けんさつかん 警察官や検察官は、「こうだったんじゃないか」、「共犯者の〇〇はこう言っている」などと言  
おも だ っ、あなたに思い出させようとするかもしれません。しかし、あなたの記憶の中で本当に覚え  
おぼ いていないのであれば、覚えていないということが真実なので、警察官や検察官の誘導  
の に乗ることはやめましょう。知らないことは「知らない」とはっきり言ひましょう。それでも、  
とりしらべかん ついきゅう 取調官がしつこく追及してくるようであれば、黙秘権を行使してください。

## 第4 「被疑者ノート」作成のおすすめ

ひぎしや てだす  
～「被疑者ノート」は、あなたの手助けになります

### 1 不当な取調べがしにくくなります

あなた自身によって取調べ状況が記録されれば、取調官としても、不当な取調べをしにくくなるはずで

### 2 弁護人の手助けになります

弁護人も、あなたと接見するときなどに、あなたが記入した「被疑者ノート」を読めば、密室の中での取調べの経緯を理解しやすくなります。

### 3 あなた自身が権利を自覚するのに役立ちます

あなた自身も、あなたの権利（黙秘権・署名押印拒否権・増減変更申立権）を自覚するのに役立ちますし、取調べの受答えを反省し、今後の取調べに備えやすくなります。

### 4 裁判の資料になります

裁判で取調べの状況が問題になったときも、「被疑者ノート」に記録されていれば、その経緯を明らかにしやすくなります。

### 5 あなたにとって心の支えになります

この「被疑者ノート」に取調べ状況を書くことは、厳しい取調べの中でがんばり抜くための心の支えにもなります。

## 第5 「被疑者ノート」の書き方

### 1 筆記用具は購入又は借りることができます

筆記用具は、購入することもできるし、借りることもできます（鉛筆は使わないでください。ボールペンを使いましょう。）。

### 2 項目にこだわる必要はありません

この「被疑者ノート」には、後の公判に備えて記録に残してほしい内容が、あらかじめ整理されています。アンケートに答えるような気持ちで、ありのままを記入してください。

分からないときには、弁護人に尋ねてください。どの項目に何を書けばいいのかわからなくても、気にする必要はありません。項目にこだわる必要はありませんので、空いているところに、日々の取調べの状況を記入してください。

### 3 実際に受けた取調べの内容をありのままに書いてください

「被疑者ノート」には、あなたが受けた取調べの内容をありのままに書いてください。決して大げさには書かないようにしてください。

### 4 記憶が鮮明なうちに書いてください

取調べの後はとても疲れていると思いますが、記憶が鮮明なうちに、なるべく早く記入してください。その日に書けなくても、できれば翌日には書くようにしてください。

### 5 ページごとに「記入した日」の日付を正しく記入して署名してください

「被疑者ノート」は、見開き2ページで、「1日分の取調べ」を記入するようになっています。

「1日分の取調べ」のことを書き終わったら、右下欄外の日付に、実際に「記入した日」（取調べの日付と同じとは限りません。）を正しく記入してください。一度「記入した日」を書いた後は、そのページには何も書き加えないようにしましょう。後から内容を変えたと思われないためです。

もし、後から「思い出したこと」があった場合には、思い出した日に記入するページに、例え

が っ に ち と り し ら お も だ か  
ば「〇月〇日の取調べで××ということがあったのを思い出した。」と書くようしてください。

## 第6 「被疑者ノート」の使い方

### 1 接見室に持ってきてください

せ っ け ん し つ も ひ ぎ し ゃ つ か か た  
接見のときには、「被疑者ノート」を接見室まで持ってきて、弁護人に見せながら、取調べ  
じ ょ う き ょ う せ つ め い  
状況を説明してください。

### 2 後日返却してください

ひ ぎ し ゃ べ ん ご に ん べ ん ご か つ ど う や く だ き ろ く ね が ご じ つ  
「被疑者ノート」は、弁護人が弁護活動に役立てるために記録をお願いするものですので、後日、  
べ ん ご に ん へ ん き ゃ く  
弁護人に返却してください。

## 第7 違法・不当な取調べを受けたとき

### 1 違法・不当な取調べを受けたら

か り い ほう ふ とう と り し ら う べ ん ご に ん よ  
もし仮にあなたが違法・不当な取調べを受けることがあったときには、すぐに弁護人を呼んで、  
は な べ ん ご に ん み か た け ん り ま も か つ ど う  
話してください。弁護人はあなたの味方として、あなたの権利を守るために活動しています。  
べ ん ご に ん そ う だ ん け い さ つ か ん け ん さ つ か ん こ う ぎ さ い だ い げ ん ほ う て き け ん り ま も  
弁護人に相談すれば、警察官や検察官に抗議をするなど、最大限あなたの法的権利を守る  
か つ ど う  
活動をします。

か き く じ ょ う も う で せ い ど  
下記のように苦情を申し出る制度もあります。

あ わ せ て ひ ぎ し ゃ じ ッ さい う と り し ら な い よ う ぐ たい て き  
あわせて、「被疑者ノート」にも、実際に受けた取調べの内容を具体的に、かつありのままに  
き に ゆ う  
記入してください。

### 2 警察に対する苦情申出

ひ ぎ し ゃ と り し ら て き せい か か ん と く か ん き そ く き そ く さ だ き そ く  
「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」という規則が定められています。この規則  
ふ て き せい と り し ら か ん と く たい し ょ う こ う い つ ぎ さ だ  
は、不適正な取調べにつながるおそれがある「監督対象行為」を次の①から⑦のとおり定めてい

ます。その上で、取調べ監督官がこれを認めるときは、取調べの中止等を求めることができ  
る、と定めています。また、警察職員は、取調べについての苦情の申出を受けたときは、速  
やかに取調べ監督官にこのことを通知しなければならず、「監督対象行為」が行われたと疑  
うに足りる相当の事由があるときは、警察本部長は、取調べ調査官を指名して、「監督対象  
行為」があったかどうかを調査させなければならない、と定めています。

- ① やむを得ない場合を除き、身体に接触すること
- ② 直接又は間接に有形力行使すること（①に掲げるものを除く。）
- ③ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること
- ④ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること
- ⑤ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること
- ⑥ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること
- ⑦ 次のいずれかの場合において、警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長又は  
警察署長の事前の承認を受けないこと

ア 午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき

イ 一日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき

ここに挙げられている行為以外にも、苦情を申し入れることはできます。弁護人に相談してく  
ださい。

### 3 検察に対する苦情申入れ

最高検察庁も、検察官の取調べに関し、「取調べに関する不満等の把握とこれに対する  
対応について」という通達を公表し、被疑者・弁護人から検察官による被疑者の取調べに関し  
て申入れがなされたときには対応することを定めています。



## おわりに——あなた自身の心の持ち方が重要です

以上、取調べにのぞむためにあたっての心がまえ、そしてあなたの権利を説明しました。あなたには、黙秘権があります（上記第3の2）。署名押印拒否権があります（上記第3の4）。増減変更申立権もあります（上記第3の6）。

でも、あなたがこれらの権利を知っていたとしても、その権利行使は簡単ではありません。取調べの間、ずっと黙秘を続けることは、普通はできません。供述調書にサインすることを取調官から強く迫られている中で、署名押印を拒否し続けるのは、並大抵のことではできません。調書の内容を修正してほしいと頼んでみても、どうでもいいところは応じてくれるでしょうが、とても大事なところになると、そう簡単には応じてくれません。あなたが取調官の言うことを聞かなければ、いろいろなことを言われたり、様々な圧力を加えられることもあります。このような取調べを、1日に何時間も、しかも23日間にわたって受けなければならないのです。これに対し、弁護人があなたと会えるのは、重大な事件でも、多くて1日1回、1日1時間程度です。あなたに弁護人がついていても、弁護人が取調べに立ち会うことが認められない現状では、あなたがあなた自身の権利を行使することは本当に難しいのです。

上記のアドバイスは、1度読めば終わりではありません。繰り返し読んでください。ある被疑者の方は、毎朝、自分が書きこんだ部分も含めて「被疑者ノート」を一読してから取調べにのぞんでいました。そんなしかりした人でも、自らの言い分をなかなか調書に記載してもらえず、1日の取調べが終わると、ぐったりと疲れ果てていました。

取調べの全過程が録画（取調べの可視化）されれば、問題のある取調べは行われにくくなるでしょう。もし行われたとしても、後から簡単に調べることができます。しかし、現在のところ、弁護人が取調べの可視化を申し入れても、捜査機関はなかなかこれを実施しようとしません（一部録画は「取調べの可視化」とは全く異なるものです）。そのため、あなた自身が、権利行使の難しさを十分に自覚した上で、自らの権利を的確に行使し、取調べに打ち勝っていくしかありません。

もちろん、弁護人があなたの支えになりますが、あなた自身の心の持ち方が何よりも重要です。